

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が平成28年4月28日付け28健第815号で行った公文書一部開示決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 別表の1欄に掲げる公文書中同表の2欄に掲げる部分については、同表の3欄に掲げる規定を根拠としてなお不開示とすべきである。
- 2 1以外についての実施機関の判断は、妥当である。

第2 審査請求に係る経過

1 審査請求人は、平成28年4月14日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「○○○○○○○○○○の温泉分析書、ガス濃度検査書、温泉台帳、所在地がわかる文書その他○○○○に関する資料」との内容で公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 これに対して実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として「温泉台帳」外10件を特定し、平成28年4月28日付けで、これらの公文書に記録されている情報のうち次に掲げるものについてはそれぞれに掲げる根拠規定及び理由により不開示とする一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

(1) 温泉台帳の温泉増掘許可申請者の職業

根拠規定 条例第7条第2号

理由 個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

(2) 温泉分析書及び可燃性天然ガス測定結果報告書の申請者（個人）の住所・氏名並びに試験者の氏名

根拠規定 条例第7条第2号

理由 個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

(3) 温泉動力装置許可申請書の申請者（個人）の印影

根拠規定 条例第7条第2号

理由 個人に関する情報であって、当該情報の内容により特定の個人を識別できるものに該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないため。

(4) 温泉分析書及び可燃性天然ガス測定結果報告書の代表者の印影

根拠規定 条例第7条第3号

理由 事業者が、その活動を行う上での内部の情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかかわりなく開示することにより、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあると認められるため。

3 審査請求人は、本件処分を不服として、平成28年6月9日付けで、行政不服審査法（平成28年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

- 4 実施機関は、条例第19条第1項の規定により、平成28年9月12日付けで、同条第2項に規定する弁明書の写しを添えて当審査会へ諮問を行った。
- 5 実施機関は、条例第26条の2の規定により、平成28年9月15日付けで、同条第1号（当時）に規定する反論書の写しを当審査会へ提出した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、「開示されても意味のない法的に無効となっている平成6年に分析された温泉分析書が開示され」ており、「源泉位置のわかる位置図を開示すべきなのに開示されていない」から、「この事案に対する福島県情報公開審査会の判断を仰ぐ」ため、審査請求をするというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び反論書の内容を総合すると、次のとおりである。

- (1) 2つの源泉に係る温泉台帳等について開示されたが、これらの源泉は互いに所在地を異にするものの、名称が似通っているため、混同してそれぞれの源泉に係る公文書の取扱いを誤ることになるのは明らかである。
- (2) 温泉台帳に記載されている情報のうち、位置略図については、源泉の位置が不明又は源泉の名称が読み取れない状態であり、温泉分析内容については、無効となった過去の温泉分析が記載されている。
実施機関は、源泉を所在地ごとに管理しているのだから、源泉位置がわかる位置図を開示すべきであり、それぞれの源泉の温泉台帳は不明瞭で誤った記載がされているので、公文書として問題があるのは明らかである。
- (3) 法的に無効となっている平成6年に分析された温泉分析書は、開示されても意味のないもので、開示すべきでない公文書である。
- (4) 現在の温泉台帳は、位置略図が不明瞭で誤解を招く記載がされており、古い温泉分析表が掲載されているので明らかに問題がある。そのため、速やかに、温泉台帳の記載方法を改めるべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

実施機関の本件処分についての説明は、弁明書及び口頭による理由説明の内容を総合すると、次のとおりである。

1 公文書の特定について

本件開示請求に対応する公文書は「温泉台帳」外10件の公文書（以下「対象公文書」という。）であり、対象公文書の特定は審査請求人の意向を確認した上で行った。対象公文書のほかに本件開示請求に対応する公文書は存在しない。

2 不開示情報の該当性について

(1) 条例第7条第2号の該当性について

対象公文書に記載されている情報のうち第2の2(1)、(2)及び(3)に掲げる情報については、個人に関する情報であって当該情報の内容により特定の個人を識別できるものであるから条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該

当しないものであるため、不開示とした。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

対象公文書に記録されている情報のうち第2の2(4)に掲げる情報については、事業者がその活動を行う上での内部情報として重要に内部管理されているものであり、この情報を事業者の活動とかかわりなく開示した場合には、印影が偽造され悪用されることが考えられるなど、事業者の事業活動上の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号アに該当するので、不開示とした。

3 温泉台帳等について

(1) 温泉台帳について

温泉台帳については、関係法令に明文の規定はないものの、温泉法（昭和23年法律第125号）の施行に伴い当時の厚生省から各都道府県への通知によって示された様式と同じものを使用しており、国の基準に則り作成している。

また、温泉台帳による源泉の管理は源泉の掘削井戸1本ごとに行っているため、同一の地番に複数の掘削井戸が存在する場合であっても、温泉台帳は、それぞれの掘削井戸ごとに作成している。

なお、源泉の名称については、当該源泉の掘削に係る許可申請者が任意に付すものであり、その申請のあった源泉名を県が拒否できるとする法令上の根拠はないが、県としては、必要に応じて、源泉名の付し方についての指導を行っている。

(2) 源泉の位置図について

本件開示請求に係る2つの源泉の位置については、それぞれの源泉に係る温泉台帳の位置略図において、当該源泉の所在位置をペンで色付けすることによって明確に表示しており、当該源泉が所在する地番等の情報も位置略図の近くに併記しているため、当該源泉に係る温泉台帳の記載内容からそれぞれの源泉の位置を容易に把握できる状態になっている。

なお、それぞれの源泉に係る位置略図は、当該温泉台帳の表面の所定の欄に記載されており、分離又は分割することができない状態になっている。

(3) 温泉分析書について

温泉法及び温泉法施行令（昭和59年政令第25号）の規定により、温泉を公共の浴用・飲用に供する者に対しては、施設内の見やすい場所に温泉の成分等を掲示することが義務付けられている上、10年以内ごとに温泉成分分析を実施することが義務付けられている。

本件処分によって開示した平成6年6月24日付けの温泉分析書は本件開示請求に係る2つの源泉のうち一方の源泉についてのものであるが、当該一方の源泉に係る温泉については、汲み上げ用ポンプの水没により公共の浴用・飲用に供されなくなったため、その後10年以内ごとの温泉成分分析が実施されなくなったという事情がある。

そのため、当該一方の源泉に係る平成6年の日付けよりも新しい日付けの温泉分析書については、その源泉の所有者から提出がないため保有していないものである。

なお、温泉分析書の有効又は無効に関する明文の規定は存在せず、その温泉分析の結果は、前回の温泉分析から10年経過することによって無効となるものではない。

第5 審査会の判断

本件審査請求においては、本件処分において実施機関が不開示とした部分についての争いがないことから、当審査会は、審査請求人の主張を踏まえた上、条例の趣旨及び規定並びに実際に対象公文書を見分した結果に照らし、本件処分の妥当性について、以下、判断する。

なお、当審査会は、条例第19条第1項の規定による諮問に応じて調査審議することを主たる担任事項として条例第22条の規定により設置された附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の3第1項に規定する附属機関をいう。）であるから、当審査会の判断は、条例の定めるところにより当審査会の権限に属することとされた事項の範囲内に限られるものである。

1 本件処分の妥当性について

(1) 審査請求人は、本件審査請求の理由について、第3の2(1)から(4)までに掲げるとおり主張しているが、これらのうち、温泉の源泉名が似通っているために公文書の取扱いを誤ることは明らかである旨を述べた第3の2(1)の主張、温泉台帳には無効となった温泉分析内容が記載されているほか不明瞭で誤った記載がある旨を述べた第3の2(2)の主張、温泉台帳の記載方法を改めるべきである旨を述べた第3の2(4)の主張については、いずれも当審査会の権限が及ぶ範囲ではないため、当審査会の判断するところではないから、採用することができない。

(2) また、審査請求人は、第3の2(2)において「位置略図については、源泉の位置が不明又は源泉の名称が読み取れない状態」であること及び「実施機関は、源泉を所在地ごとに管理しているのだから、源泉位置がわかる位置図を開示すべきである」ことを主張し、第3の2(3)においては「法的に無効となっている平成6年に分析された温泉分析書は、開示されても意味のないもので、開示すべきでない公文書である」ことを主張している。

しかしながら、条例に基づく情報公開制度は、開示請求があった公文書に条例に規定する不開示情報が記録されている場合を除き当該公文書があるがままの姿で開示すべきことを実施機関に義務付けているものであり、公文書の該当性の判断に当たっては、開示請求があった公文書に記録された内容の真偽、正否、効力の有無等を問わないものであるから、審査請求人のかかる主張についても、当審査会の権限が及ぶ範囲ではないため、当審査会の判断するところではないから、採用することができない。

また、審査請求人は、第3の2(3)において、「平成6年に分析された温泉分析書は、開示されても意味のないもので、開示すべきでない公文書である」旨を主張しているが、実施機関の説明によれば、対象公文書は2度にわたり審査請求人と打合せを行い審査請求人の意向を確認した上で特定しており、他に本件開示請求に該当するものは存在しないとのことであった。当審査会が実際に対象公文書を見分した結果を踏まえると、実施機関の説明には不自然な点は認められない上、実施機関の当該特定に係る手続に瑕疵があったとも認められないから、審査請求人のかかる主張については、採用することができない。

(3) 以上のとおり、審査請求人の主張については、いずれも採用することができない。
また、実施機関の説明に不自然又は不合理な点があったとは認められない上、本件処分に関する実施機関の手續に瑕疵があったとも認められない。

なお、実施機関が不開示とした部分についての審査請求人の主張はないが、当該部分の不開示情報の該当性について、以下のとおり判断する。

ア 条例第7条第2号の該当性

(ア) 実施機関が不開示とした情報のうち第2の2(1)及び(3)に掲げる情報並びに(2)に掲げる情報（平成6年6月24日付けの温泉分析書（同日付けの温泉分析書別表を含む。）（以下「平成6年分析書」という。）に係るものを除く。）については、いずれも、個人に関する情報であって当該情報の内容により特定の個人を識別できるものであるから条例第7条第2号本文に該当すると認められ、さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

したがって、第2の2(1)及び(3)に掲げる情報並びに(2)に掲げる情報（平成6年分析書に係るものを除く。）については、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

(イ) 実施機関が不開示とした情報のうち第2の2(2)に掲げる情報（平成6年分析書に係るものに限る。）については、条例の施行の日（平成12年10月1日。以下「施行日」という。）前に実施機関が取得した公文書に記録されているものであり、条例附則第3項の規定の適用を受けるものであるから、不開示情報の該当性は福島県情報公開条例（平成2年福島県条例第41号。以下「旧条例」という。）第6条各号のいずれに該当するかどうかにより判断されることになる。

平成6年分析書に記録されている情報のうち申請者（源泉分析申請者を含む。）の住所及び氏名並びに調査及び試験者の氏名の情報については、個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであるから旧条例第6条第2号本文に該当すると認められ、さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

したがって、平成6年分析書に記録されている申請者（源泉分析申請者を含む。）の住所及び氏名並びに調査及び試験者の氏名の情報については、旧条例第6条第2号を根拠として不開示とするのが妥当である。

イ 条例第7条第3号の該当性

(ア) 実施機関が不開示とした情報のうち第2の2(4)に掲げる情報（平成6年分析書に係るものを除く。）については、法人代表者印の印影であって、温泉分析等の依頼を受けて分析又は測定を行った法人がその依頼者に対して施行した文書が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、形状もふさわしいもので、当該法人がその活動を行う上で内部の情報として重要に管理されているものであると認められる。

また、この情報が当該法人の活動とかかわりなく開示された場合には、印影が偽造され悪用されることなどにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、さらに、同号ただし書に規定する人の生命、健康、

生活又は財産を保護するため公にすることが必要な情報には該当しないと認められる。

したがって、実施機関が不開示とした情報のうち第2の2(4)に掲げる情報（平成6年分析書に係るものを除く。）については、条例第7条第3号に規定する不開示情報に該当すると認められる。

- (イ) 実施機関が不開示とした情報のうち第2の2(4)に掲げる情報（平成6年分析書に係るものに限る。）については、さきに述べたとおり、条例の施行日前に実施機関が取得した公文書は条例附則第3項の規定の適用を受けるものであるため、不開示情報の該当性は旧条例第6条各号のいずれに該当するかどうかにより判断されることになる。

平成6年分析書に記録されている情報のうち法人代表者印の印影の情報については、その性質、形状、取扱いの状況等は前記イ(ア)と同じであるから、この情報が当該法人の活動とかかわりなく開示された場合には当該法人の正当な利益を害するおそれがあるので旧条例第6条第3号本文に該当すると認められ、さらに、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

したがって、平成6年分析書に記録されている法人代表者印の印影の情報については、旧条例第6条第3号を根拠として不開示とするのが妥当である。

2 結論

以上のことから、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別表

1 公文書の件名	2 開示しない部分	3 根拠規定
温泉分析書（平成6年6月24日付け）	申請者の住所及び氏名調査及び試験者の氏名	福島県情報公開条例（平成2年福島県条例第41号）第6条第2号
	法人代表者印の印影	福島県情報公開条例（平成2年福島県条例第41号）第6条第3号
温泉分析書別表（平成6年6月24日付け）	源泉分析申請者の氏名	福島県情報公開条例（平成2年福島県条例第41号）第6条第2号
	法人代表者印の印影	福島県情報公開条例（平成2年福島県条例第41号）第6条第3号

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 9 月 12 日	・実施機関から諮問書及び弁明書（写）を收受
平成 28 年 9 月 15 日	・実施機関を經由して審査請求人の反論書（写）を收受
平成 30 年 7 月 23 日 （第 268 回審査会）	・審査請求の経過説明 ・審議
平成 30 年 8 月 17 日 （第 269 回審査会）	・実施機関から公文書一部開示決定理由を聴取 ・審議
平成 30 年 9 月 11 日 （第 270 回審査会）	・審議
平成 30 年 10 月 22 日 （第 271 回審査会）	・審議
平成 30 年 11 月 27 日 （第 272 回審査会）	・審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(氏名五十音順)

氏 名	現 職 等	備 考
垣 見 隆 禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会 長
阪 本 尚 文	国立大学法人福島大学行政政策学類 准教授	
佐藤知恵子	行政書士	
村 上 敬 子	税 理 士	
渡辺慎太郎	弁 護 士	会長職務代理者